

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査を執行したので、別紙のとおり公表します。

令和8年2月27日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

真田敦史

決定書

第1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

第2 請求の対象者

宇治市建設部建設総務課

第3 請求の要旨

1 請求の対象者

宇治市建設部建設総務課

2 請求の対象となる怠る事実

市所有地、宇治市榎島町吹前10番3 謄本(写)公図別紙添付
官地里道と水路 宇治市榎島町吹前11-9の一部 公図別紙添付

上記場所においてXが無断で(不法行為です)擁壁及び基礎コンクリートの構築を宇治市が黙認している行為

3 違法行為の黙認が不当とする理由

Xが対象となる市所有地及び官地に「X所有地」の看板(添付写真)を立て、工事の着工時(2025年8月4日)以降、請求人が宇治市建設部建設総務課に対して、違法行為であることを再三(8月12日、9月5日)申し立てたが黙認し続けている。

4 市に生じる損害

市が所有する財産がXの違法と不当により占拠される。

5 求める必要な措置

違法及び不当な行為による財産の管理を怠ることは決して許されず、

宇治市長に対して、Xに速やかに違法構築物（擁壁及び基礎コンクリート）を撤去させ、原状に戻すように、早急に勧告することを求めます。
なお、本件について陳述を希望しますので、よろしくお願いします。
（上記要旨はおおむね原文のままである。なお、添付資料の掲載は省略した。）

第4 事実を証する書面及び証拠

本件請求には、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に関する事実を証する書面その他として、現況の地図及び不動産登記記録の写しの添付があった。

第5 請求の受理

本件請求は、令和7年12月26日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして受理した。

第6 監査の執行

1 監査の期間

令和8年1月8日から同年2月18日まで

2 監査の対象部局

建設部建設総務課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和8年1月27日に請求人から陳述を聴取した。請求人から新たな証拠として請求人陳述の補足資料の提出があった。

4 関係職員の陳述及び証拠提出

令和8年1月23日に宇治市長から弁明書の提出があった。同年1月27日に関係職員から陳述を聴取した。

第7 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

（1）認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

- ① 宇治市槇島町吹前10番3及び同11番9の一部について
- ア 宇治市槇島町吹前10番3については、平成26年4月21日に寄付により宇治市に所有権が移転されている。現況は道路区域外の土地である。
- イ 宇治市槇島町吹前11番9については、昭和49年3月28日に宇治市が所有者として保存登記がされている。その一部は市道槇島町78号線として供用されている。
- ② 宇治市建設部建設総務課の対応について
- ア 平成30年5月25日にXが、宇治市槇島町吹前10番3、同11番9及び里道の一部（以下まとめて「本件土地」という。）で工事を行っているとの請求人から宇治市建設部建設総務課（以下「担当部局」という。）に連絡がなされた。
- 同年5月28日に担当部局は擁壁の型枠が設置されていることを確認し、Xに工事を中止するよう指示を行った。
- その結果同年8月3日に擁壁の型枠が撤去された。
- Xからの売り払いの希望があり、担当部局として隣接土地所有者に境界確定の協力をお願いするも同意が得られず境界は未確定の状態である。
- イ 令和7年8月12日に請求人から本件土地に擁壁及び基礎コンクリートが構築されているとの連絡がなされた。
- 同日、担当部局が現地に赴き擁壁及び基礎コンクリート（以下「本件擁壁等」という。）が設置されていることを確認した。
- 担当部局は境界確定等について、法務局への相談を行った。

(2) 監査委員の判断

① 監査請求の対象について

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する

書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

請求人は本件土地における本件擁壁等の構築を宇治市が黙認しており財産の管理を怠っていると主張しているので、宇治市の対応が地方自治法第242条第1項の「怠る事実」に該当するか否かを以下検討する。

② 宇治市の対応の違法性又は不当性について

最初に公有財産について「違法若しくは不当に財産管理を怠る事実」の該当性については、行政実例により「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。」

(自治省行政課長通知昭和38年12月19日)と解されていることを踏まえて、検討した。

まず、「不法占用」とは、一般的に第三者が法律上の正当な権原なくして他人の財産を違法に占拠し又は使用している状態と解されることから、「不法占用」の有無及び程度について判断するためには、本来、土地においては境界確定を行い、所有権の範囲を明確にする必要がある。

この点、本件土地は隣接地所有者の同意が得られないため境界が確定していないが、現状の道路、水路の位置などにより、本件擁壁等の一部又は全部が本件土地内にあると推認される。担当部局も同様の認識にあることから、「不法に占用されている」状態であると認定できる。

次に、「何らの是正措置を講じない場合等」に該当するか否かについて検討する。

まず、本件土地において平成30年に擁壁の型枠が設置されていることを確認した担当部局は工事の中止を指示し、その結果、擁壁の型枠が撤去された経緯が存在している。その後、令和7年8月12日、請求人からの通報に基づき担当部局は本件土地に本件擁壁等が設置されていることを確認している。

担当部局としては、道路管理者として道路としての機能及び安全面につき確認し、緊急的な措置を講じる必要性はないと判断した上で、土地整理のための本件土地の境界確定等について法務局との相談にあたり、解決手法の検討を慎重に行っている状況にあり、何らの是正措置を講じない場合に該当するとは認められない。

したがって、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められない。

③ 結論

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和8年2月18日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

真田敦史